平成１２年度に着手する大学評価の内容・方法等について（案）

平成１２年度に着手する大学評価
　○全学テーマ別評価（教育サービス面における社会貢献，教養教育）
　○分野別教育評価（理学系，医学系（医学））
　○分野別研究評価（理学系，医学系（医学））

　本案は，大学評価委員会で取りまとめた平成１２年度に着手する大学評価の内容・方法等の基本的事項を記載したものです。
　今後，関係者からの御意見や専門委員会等での審議も踏まえ，大学評価委員会においてさらに審議を行った上で，最終的に決定することとしています。

平成１２年１０月

大学評価・学位授与機構

はじめに

大学審議会答申「２１世紀の大学像と今後の改革方針について」（平成１０年１０月）において，各大学の教育研究の質的充実や国民に対する説明などの取組を支援・促進するための方策として，大学評価を実施する第三者機関の設置が提言されました。

この提言を受け，平成１１年４月，文部大臣裁定に基づき「大学評価機関（仮称）創設準備委員会」が発足し，創設準備に関する重要事項の審議が重ねられ，平成１２年２月，最終的な検討結果が報告されました。この提言及び報告を踏まえ，国立学校設置法等関係法令の整備が行われ，平成１２年４月に大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が発足しました。この機構は，これまでの学位授与に関する事業に加え，新たに大学等の評価に関する事業を実施する機関として改組されたものです。

機構では，大学評価委員会を設置し，数次にわたる審議を経て，平成１２年度に着手する大学評価の実施方針及び具体的な内容・方法等について現時点での実施案を「平成１２年度に着手する大学評価の内容・方法等について（案）」として取りまとめました。

今後は，本案を関係者に提示し（注），御意見をいただいた上で，専門委員会での審議も踏まえ，大学評価委員会においてさらに審議を行い，平成１２年度に着手する大学評価の内容・方法等について最終的に決定することとしています。

また，機構では，評価担当者（大学評価委員会委員，専門委員及び評価員）が大学評価の意義と方法の十分な把握と共通理解の下で職務を遂行できるよう，「評価実施手引書」を作成中であり，近くこれを公表する予定です。

さらに，平成１５年度からの本格的実施に向けて必要な態勢を整えるため，機構では，平成１４年度までは対象分野や対象大学数を絞って段階的に実施し，それらの経験を踏まえた上で，より適切かつ効果的な内容・方法等を構築することを目指しています。

（注）本案について，以下の関係団体に意見を照会しております。

【照会先】

〔大学団体〕
- 国立大学協会
- 公立大学協会
- 日本私立大学団体連合会
- 日本私立医科大学協会
- 文部省所轄並びに国立大学附置研究所長会議
- 大学基準協会

〔経済団体〕
- 経済団体連合会
- 経済同友会
- 全国中小企業団体中央会
- 日本経営者団体連盟
- 日本商工会議所

目　　　　次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｉ

第１章　平成１２年度に着手する大学評価の実施方針

Ⅰ　評価の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
Ⅱ　評価の内容・方法の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　１　目的及び目標に即した評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　２　評価のプロセス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　３　評価の対象時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　４　評価の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　５　項目別評価と総合的評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
Ⅲ　評価の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

第２章　平成１２年度に着手する大学評価の内容・方法等
Ⅰ　平成１２年度に着手するテーマ及び分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
Ⅱ　平成１２年度に着手する大学評価に関する機構の体制・・・・・・・・・・・・６
Ⅲ　評価の区分ごとの内容・方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
　１　全学テーマ別評価：教育サービス面における社会貢献・・・・・・・・・・・７
　　(1)　テーマの概要
　　(2)　対象機関
　　(3)　実施時期
　　(4)　評価の内容
　２　全学テーマ別評価：教養教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　　(1)　テーマの概要
　　(2)　対象機関
　　(3)　実施時期
　　(4)　評価及び実状調査の内容
　３　分野別教育評価（理学系・医学系の医学）・・・・・・・・・・・・・・・１１
　　(1)　対象分野
　　(2)　対象組織
　　(3)　実施時期
　　(4)　評価の内容
　４　分野別研究評価（理学系・医学系の医学）・・・・・・・・・・・・・・・１４
　　(1)　対象分野
　　(2)　対象組織（機関）
　　(3)　実施時期
　　(4)　評価の内容

Ⅳ　大学等が提出する資料の作成方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
　１　自己評価の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
　２　記述要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
　(1)　対象機関（組織）の概要
　(2)　目的及び目標
　(3)　項目ごとの自己評価
　３　全学テーマ別評価「教養教育」の実状調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
　４　提出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

(付属資料１)　評価結果の記述（案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

(付属資料２)　平成１２年度に着手する大学評価の
内容・方法等について（案）－概要－ ・・・・・・・・・・・・３０

(参考資料)　大学評価関係法令等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３

第１章　平成１２年度に着手する大学評価の実施方針

Ⅰ　評価の目的

機構は，国立学校設置法に則り，大学等（大学及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究水準の向上に資するため，設置者の要請に基づいて，教育研究活動等の状況について評価を行い，その結果について，当該大学等及びその設置者に提供するとともに，広く社会に公表することを業務にしています。

機構の実施する評価は，各大学等が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう，

① 教育活動，研究活動，社会貢献活動など大学等の行う諸活動について多面的な評価を行い，評価結果を各大学等にフィードバックすることにより，各大学等の教育研究活動等の改善に役立てること。

② 大学等の諸活動の状況や成果を多面的に明らかにし，それを社会に分かりやすく示すことにより，公共的な機関として大学等が設置・運営されている点について，広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

を目的にしています。

Ⅱ　評価の内容・方法の概要

１　目的及び目標に即した評価

機構の実施する評価は，大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう，当該大学等の設定する「目的」及び「目標」に即して行います。そのため，大学等の設置の趣旨，歴史や伝統，規模や資源などの人的あるいは物的条件，地理的条件さらには将来計画などを考慮して，明確かつ具体的な目的及び目標が設定されていることが前提となります。

機構では，これらのことを十分配慮して，当該大学等の行う諸活動が「目的」及び「目標」の実現に貢献するものであるか，また，諸活動の結果がそれを達成しているのかなどの視点から評価を行います。

また，他大学等との比較，地域社会における役割や国際的な視点，あるいは大学改革で求められている方向性等も踏まえた，複数の評価手法に基づく多面的な評価を行います。

２　評価のプロセス

機構の実施する評価は，大学等が自ら行う評価の結果について分析するとともに，大学等の教育研究活動の状況について調査を行い，これらの結果を踏まえて評価結果を取りまとめるもので，そのプロセスは次のとおりです。

① 大学関係者及び学識経験者からなる大学評価委員会及び専門委員会において，評価の実施方針や具体的な評価の内容・方法及び実施のための要項等を決定します。
② 大学等においては，機構の示す要項に基づき自己評価を行い，その結果を自己評価書として提出します。その際，自己評価結果の根拠となる資料・データ，各大学等で作成した自己点検・評価報告書の該当部分を添付します。
③ 機構においては，大学等から提出された自己評価書と併せて，独自に調査・収集する資料・データ等に基づき，十分な研修を受けた大学評価委員会の委員，専門委員及び評価員が，書面調査によるほか，ヒアリング又は訪問調査により分析・調査を行い，評価結果を取りまとめます。

「自己評価」とは，大学等が評価を受ける際に，機構の示す要項に基づき自ら行う評価を指し，「自己評価書」とは，機構の示す様式に基づき自己評価の結果を記述した書類を指します。

3 評価の対象時期

機構の実施する評価は，大学等の現在の活動状況を評価するもので，原則として過去５年間の状況の分析を通じて行います。なお，この分析の対象とする期間は，評価の区分，実施するテーマ及び分野，あるいは評価項目などの特性によっては変更されることがあります。

4 評価の区分

機構の実施する評価は，次の３つの区分により行います。

「機関」とは，大学及び大学共同利用機関を指し，また，「組織」とは，学部，研究科及び附置研究所その他の組織を指します。

(1) 全学テーマ別評価（大学等の教育研究活動等の状況についての全学的な課題に関する評価）

全学テーマ別評価は，各大学及び各大学共同利用機関をそれぞれ単位として，書面調査及びヒアリングにより行います。

この評価では，教育研究活動のみならず，全学的な大学運営や社会貢献活動など，大学等の諸活動の多様な側面について，個別の学部や研究科等の課題にとどまらない，大学等の全学的な課題を各年度において数テーマ設定します。

なお，各年度に着手するテーマについては，大学改革の動向，社会の要請及び大学等における自己点検・評価の進捗状況などを勘案して設定し，設定されたテーマに関する評価は，設置者の要請のあった大学及び大学共同利用機関（評価対象機関）に対して行います。

全学的な課題の例としては,「大学等の目的・機能を総合的に発揮するための全学的な大学運営」,「教養教育や基礎学力の形成についての全学的な取組」,「教育機能の強化のための全学的な取組」,「学生に対する支援についての全学的な取組」,「大学等としての研究活動の推進に関する基本的な考え方とその方策」,「社会貢献活動についての全学的な取組」,「産学連携の推進についての全学的な取組」及び「国際社会への貢献,国際化への対応についての全学的な取組」などが考えられます。

(2)　分野別教育評価(大学の各学部及び各研究科における教育活動等の状況についての評価)

分野別教育評価は,大学の教育活動等の状況について,原則として学部,研究科をそれぞれ単位にして,学問分野ごとに,書面調査及び訪問調査により行います。

同一分野の評価は5年周期を基本にし,各年度において実施する分野を設定し,設置者の要請のあった大学の学部及び研究科(評価対象組織)に対して,評価を行います。なお,平成12年度から14年度までの期間については,実施分野や対象数を絞って段階的に実施することにしており,本格的な実施は平成15年度からになる予定です。

(3)　分野別研究評価(大学の各学部及び各研究科,各附置研究所その他の各組織並びに大学共同利用機関における研究活動等の状況についての評価)

分野別研究評価は,大学等の研究活動等の状況について,原則として大学の学部及び研究科,附置研究所その他の組織並びに大学共同利用機関を単位にして,これに対応した学問分野ごとに,書面調査及びヒアリングにより行います。

評価の対象となる「研究活動等」の「研究活動」とは,狭義の研究(基礎研究,応用研究)活動にとどまらず,技術の創出,経営ノウハウの創出,芸術的創作やパフォーマンス,学術書,教養書や教科書類の出版,政策形成等に資する調査報告書の作成,総合雑誌などのジャーナリズム論文の発表等を含む各機関の教員の創造的活動全般をいいます。

また,「研究活動等」には,研究活動そのもののほか,研究を推進しあるいは支援する体制とその下での諸施策と諸機能,例えば専攻・学科の連携やプロジェクト研究の実施方策,研究開発や研究支援に携わる技術者の養成,大学共同利用機関や大学内の共同利用施設が当該分野全体の研究の推進や交流の活発化のために実施するサービス機能,組織全体としての研究資金の運用方策等が含まれます。

同一分野の評価は5年周期を基本にし,各年度において実施する分野を設定し,設置者の要請のあった大学等の学部及び研究科(評価対象組織)及び大学共同利用機関(評価対象機関)に対して,評価を行います。なお,平成12年度から14年度までの期間については,実施分野や対象数を絞って段階的に実施することにしており,本格的な実施は平成15年度からになる予定です。

5　項目別評価と総合的評価

機構の実施する評価は，各評価項目ごとの評価（項目別評価）及び各評価項目を通じた総合的な評価（総合的評価）により行います。

評価項目は，大学等が作成する自己評価書，機構による分析・調査，評価の審議及び評価結果の記述に際して，共通に用いられます。

評価項目は，評価を多面的に実施するために，それぞれ次のように設定します。

(1) 項目別評価

全学テーマ別評価の評価項目については，次の４項目を基本に，各年度に着手するテーマに応じて設定します。

1)　テーマに関する目的及び目標
2)　目的及び目標を達成するための取組
3)　目的及び目標の達成状況
4)　改善のためのシステム

分野別教育評価の評価項目については，次の７項目をそれぞれ各分野共通に設定します。

1)　教育目的及び目標
2)　アドミッション・ポリシー（学生受入方針）
3)　教育内容面での取組
4)　教育方法及び成績評価面での取組
5)　教育の達成状況
6)　学生に対する支援
7)　教育の質の向上及び改善のためのシステム

分野別研究評価の評価項目については，次の６項目をそれぞれ各分野共通に設定します。

1)　研究目的及び目標
2)　研究体制及び研究支援体制
3)　研究内容及び水準
4)　社会（社会・経済・文化）的貢献
5)　諸施策及び諸機能の達成状況
6)　研究の質の向上及び改善のためのシステム

このうち，「研究内容及び水準」及び「社会（社会・経済・文化）的貢献」の項目については，評価対象組織（機関）の研究活動の状況を国際的な視点を踏まえた研究水準，独創性，発展性，人材育成への貢献及び他分野への貢献などの学問的な意義並びに研究の社会（社会・経済・文化）的貢献度等の多様な観点から，教員の個別の業績を基にし，関連分野の専門家によって，研究の質を重視した評価を行います。

(2)　総合的評価

総合的評価では，項目別評価の総括のほかに，各項目を通じた事柄や全体を見たときに指摘できる点などについて評価を行います。

Ⅲ　評価の結果

評価結果は，項目別評価結果の記述，総合的評価結果の記述及び評価結果の概要によって示されます。このほか，大学等の概要を示す記述，大学等の設定した目的及び目標の記述を併せたものを評価報告書としてまとめます。

機構は，評価結果を確定する前に当該大学等に通知し，これに対する意見の申立ての機会を設けます。申立てがあった場合には，大学評価委員会において再度審議を行った上で，最終的な評価結果を評価報告書としてまとめ，申立てのあった意見と併せて当該大学等及びその設置者に提供するとともに，広く社会に公表します。

第２章　平成１２年度に着手する大学評価の内容・方法等

Ⅰ　平成１２年度に着手するテーマ及び分野

平成１２年度に着手する大学評価は，全学テーマ別評価においては「教育サービス面における社会貢献」及び「教養教育」の２テーマを，分野別教育評価及び分野別研究評価においては，「理学系」及び「医学系の医学」(注) の学問分野について実施します。

Ⅱ　平成１２年度に着手する大学評価に関する機構の体制

評価を実施するに当たっては，国公私立大学の関係者及び社会，経済，文化等各方面の有識者からなる大学評価委員会を設置します。この委員会の下に，テーマ及び学問分野ごとに，大学評価委員会の委員及びそのテーマ・分野の専門家からなる専門委員で構成される専門委員会を設置します。

また，大学等の諸活動については多面的な評価が必要となり，専門分野も多様である上，さらには，評価対象数が大規模となることから，専門委員会には，必要に応じて，当該テーマ・分野の専門家を評価員として置きます。

評価対象機関（組織）ごとの評価に当たっては，専門委員会の委員（及び評価員）による評価チームを編成します。なお，分野別研究評価においては，分野ごとに個別の研究活動を評価するため，評価チームのほかに各専門分野ごとに専門委員会の委員及び評価員で構成する部会を設置します。

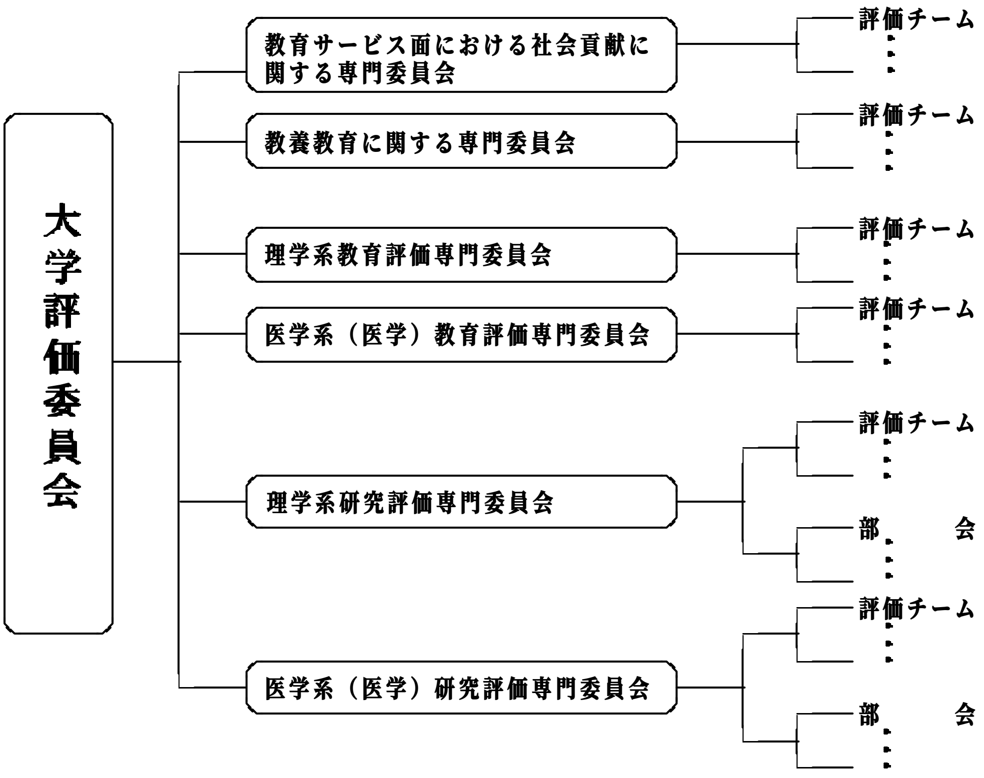

（注）　医学系には，医学，歯学，薬学等が該当しますが，今回はこのうちの「医学」を対象とします。

Ⅲ　評価の区分ごとの内容・方法

１　全学テーマ別評価：教育サービス面における社会貢献

(1)　テーマの概要

大学等には，社会から様々な期待が寄せられています。教育面においては，正規の課程における社会の各分野で活躍できる優れた人材の養成だけでなく，社会の高度化・複雑化に伴う職業能力の向上，国民のゆとりや心の豊かさなどの多様な価値や自己実現の希求など，幅広い年齢層の知的探求心や生涯学習の需要の高まりにこたえ，体系的かつ継続的な学習の場として，より開かれることが求められています。

各大学等においては，これらのニーズや大学等の実状を踏まえ，正規の課程に在籍している学生以外の者に対して，科目等履修生制度の開設，公開講座，研修・セミナーの実施，大学（施設）開放など様々な形態での教育活動及び学習機会の提供が行われています。

これらのニーズや大学等における活動状況を踏まえ，正規の課程に在籍している学生以外の者に対する教育活動及び学習機会の提供について，目的及び目標の公表・周知の状況や目的及び目標を実現するための取組状況及びその達成状況等について評価を実施します。

(2)　対象機関

すべての国立大学（９９大学）及び大学共同利用機関（１４機関）を対象とします。

(3)　実施時期

平成１３年　１月	実施要項等の通知
平成１３年　５月	自己評価書・根拠資料等の提出期限
平成１３年　６月～	ヒアリングの実施
平成１３年１２月	評価結果の公表

(4)　評価の内容

ここでの「教育サービス面における社会貢献」とは，大学等の正規の課程に在籍している学生以外の者に対する教育活動及び学習機会の提供を指し，本評価では，これに対する全学的（全機関的）な視点からの取組やその達成状況等について評価を行います。

評価は，大学等の設定した目的及び目標に即して，次に掲げる４項目の項目別評価及び総合的評価を実施します。

1)　テーマに関する目的及び目標
2)　目的及び目標を達成するための取組
3)　目的及び目標の達成状況
4)　改善のためのシステム

① 項目別評価

1) テーマに関する目的及び目標

この項目では，設定された目的及び目標そのものを評価するのではなく，目的及び目標が教職員に十分に周知され，また，サービス享受者などの学外者に適切に公表されているかについて評価します。

ここでの「目的」とは，大学等が当該社会貢献活動を実施する全体的な意図を，「目標」とは，目的を実現するための具体的な課題を指します。

2) 目的及び目標を達成するための取組

この項目では，教育サービス面における社会貢献活動が，大学等の設定した目的及び目標に合致した取組になっているか，各種の取組において提供される内容と方法及びその取組の体制が目的及び目標に沿ったものになっているかについて評価します。

正規の課程に在籍している学生以外の者に対する教育活動及び学習機会の提供には，科目等履修生制度，公開講座，各種の研修やセミナーの開設，資格関係の講座の提供等の教育活動のほか，図書館等の大学施設の開放のような学習機会の提供などがあり，実施の方式にも生涯教育センターのような全学的な組織を通じて実施するものから，運営自体が学部等の部局単位で実施するものまでありますが，ここではこうした種々の取組を全学的な視点から包括的にとらえて，評価することになります。

3) 目的及び目標の達成状況

この項目では，大学等の設定した目的及び目標が，教育サービス面における社会貢献活動によって，どの程度達成されているかについて評価します。

4) 改善のためのシステム

この項目では，目的及び目標の設定やその実現に向けての取組状況について，問題点の把握や学外者の意見等の反映など，自己評価や改善のためのシステムが整備されているかについて評価します。

② 総合的評価

項目別評価において示された優れている点や改善を要する点などを通じて，大学等が設定する目的及び目標に対する活動全体について，総括的な評価を行います。

２　全学テーマ別評価：教養教育

(1)　テーマの概要

教養教育については，平成３年の大学設置基準の大綱化（一般教育科目，専門教育科目等の科目区分の廃止）に伴い，各大学において，その教育理念に基づく教育課程の編成，教育方法及び履修指導など，主体的に工夫・改善の努力がなされています。

また，社会が高度化・複雑化する中で，社会全体としても教養及び基礎的な学力の重要性が改めて指摘されており，大学における新たな教養教育の在り方を考慮した教育の推進が求められています。

これらのニーズや大学におけるこれまでの取組を踏まえ，学部段階の教養教育（大学設置基準に示されている「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い，豊かな人間性を涵養する」ための教育）について，目的及び目標の公表・周知の状況や目的及び目標を実現するための取組状況及びその達成状況等について評価を実施します。

なお，このテーマについては，その内容が幅広いこと及び大学審議会等においても，現在，その改善の基本的な方向性について審議されていることを考慮して，２年計画で実施します。１年目は大学における教養教育のとらえ方，目的及び目標や取組状況を調査（実状調査）して，それを整理・公表し，２年目は目的及び目標に即して，取組状況やその達成状況等について評価を実施します。

(2)　対象機関

大学院のみを置く大学を除く国立大学（９５大学）を対象とします。

(3)　実施時期

平成１３年　１月	実施要項等の通知
平成１３年　５月	実状調査書・根拠資料等の提出期限
平成１３年１０月	実状調査結果の公表
平成１３年　　月	自己評価実施の要請
平成１４年　　月	自己評価書・根拠資料等の提出期限
平成１４年　　月～	ヒアリングの実施
平成１４年　　月	評価結果の公表

(4)　評価及び実状調査の内容

本評価では大学が実施している学部段階の教養教育に対する，全学的な視点からの取組とその達成状況等について評価を行います。

評価は，大学の設定した目的及び目標に即して，次に掲げる４項目の項目別評価及び総合的評価を実施します。

1) テーマに関する目的及び目標
2) 目的及び目標を達成するための取組
3) 目的及び目標の達成状況
4) 改善のためのシステム

この評価は２年計画で実施しますが，１年目は大学における前掲1)の「テーマに関する目的及び目標」及び2)の「目的及び目標を達成するための取組」等についての実状調査を実施し，その結果については，各大学や社会に対して早い機会に国立大学の教養教育に対する全体的な取組状況を知らせることができるよう，平成１３年１０月までに整理し，公表する予定です。２年目には，この実状調査の結果等を踏まえ，評価の内容・方法について検討した上で，評価を実施します。

① 項目別評価

1) テーマに関する目的及び目標

この項目では，設定された目的及び目標そのものを評価するのではなく，目的及び目標が学生や教職員に十分に周知され，また，学外者に適切に公表されているかについて評価します。

ここでの「目的」とは，大学が教養教育を実施する全体的な意図を，「目標」とは，その目的を実現するための具体的な課題を指します。

2) 目的及び目標を達成するための取組

この項目では，教養教育に関する取組の体制やその体制の下で提供される内容や方法が，大学の設定した目的及び目標に沿ったものになっているかについて評価します。

3) 目的及び目標の達成状況

この項目では，大学の設定した目的及び目標が，教養教育に関する取組によって，どの程度達成されているかについて評価します。

4) 改善のためのシステム

この項目では，目的及び目標の設定やその実現に向けての取組状況について，問題点の把握や学外者・学生の意見等の反映など，自己評価や改善のためのシステムが整備されているかについて評価します。

② 総合的評価

項目別評価において示された優れている点や改善を要する点などを通じて，大学が設定する目的及び目標に対する活動全体について，総括的な評価を行います。

３　分野別教育評価

(1)　対象分野

理学系の分野

医学系の医学の分野

(2)　対象組織

対象分野ごとに，それぞれ６大学を対象とし，学部及び研究科を併せて実施します。

ただし，評価はそれぞれの学部又は研究科を単位として行います。

(3)　実施時期

平成１３年　１月　　実施要項等の通知

平成１３年　５月　　自己評価書・根拠資料等の提出期限

平成１３年　６月～　訪問調査の実施

平成１３年１２月　　評価結果の公表

(4)　評価の内容

分野別教育評価は，学部及び研究科の教育目的及び目標に即して，次に掲げる７項目の項目別評価と総合的評価により実施します。

1)　教育目的及び目標
2)　アドミッション・ポリシー（学生受入方針）
3)　教育内容面での取組
4)　教育方法及び成績評価面での取組
5)　教育の達成状況
6)　学生に対する支援
7)　教育の質の向上及び改善のためのシステム

平成１２年度に着手する分野別教育評価は，学部及び研究科の正規の課程に在籍している学生に対する教育活動等を主たる対象とし，社会貢献活動などの正規課程以外の教育活動は対象外とします。

ただし，教育目的及び目標において，正規課程以外の教育活動に関する事項が明記されており，その取組に対する評価が正規課程の教育活動等を評価する上で必要であると判断された場合は，正規課程以外の教育活動も併せて評価します。

①　項目別評価

1)　教育目的及び目標

本評価は，学部及び研究科の設定する教育活動等の目的及び目標（教育目的及び目標）

に即して実施します。ここでの「教育目的」とは，学部及び研究科が教育活動等を実施する全体的な意図を，「教育目標」とは，その目的を実現するための具体的な課題を指します。

この項目では，設定された教育目的及び目標そのものを評価するのではなく，教育目的及び目標が，学生や教職員に十分に周知され，また，学外者に適切に公表されているかについて評価します。

2) アドミッション・ポリシー（学生受入方針）

教育目的及び目標を達成するためには，教育の質的向上だけでなく，その取組の効果が十分に期待できる資質を有した学生の確保が重要です。

この項目では，求める学生像や学生募集方法，入試の在り方等の学生受入方針が明確な形で策定されているか，その方針に従って講じられている施策が設定された教育目的及び目標に合致したものとなっているか，また目標がどの程度達成されているのかについて評価します。

3) 教育内容面での取組

教育目的及び目標を達成するためには，それを実現し得る内容の教育課程を編成し，体系的な授業内容を提供することが必要です。

この項目では，設定された教育目的及び目標に照らして，教育課程及び個々の授業の構成が，それらを十分に実現できる内容のものであるかについて評価します。

4) 教育方法及び成績評価面での取組

教育目的及び目標を達成するためには，それを実現し得る内容の教育課程を編成し，体系的な授業内容を提供するとともに，その内容に即した授業形態，学習指導法等の教育方法を用い，また有効性のある成績評価を実施することが必要です。

この項目では，設定された教育目的及び目標に照らして，教育方法及び成績評価法が適切であり，教育課程及び個々の授業の特性に合致したものであるかについて評価します。

5) 教育の達成状況

教育の改善・向上に取り組むためには，教育の成果を正確に把握することが必要です。

この項目では，教育目標に沿って行われた教育の成果について，教育目的及び目標で設定された成果がどの程度達成されているかの観点から，単位取得，進級，卒業及び資格取得の状況や学生が身に付けた学力や育成された資質，また，進学や就職などの卒業後の進路の面においての達成状況はどうかなどについて評価します。

6) 学生に対する支援

教育の効果を高めるとともに，充実した学生生活を実現するためには，学生に対する適切な支援を行う必要があります。

この項目では，学習環境が適切に整備され，教育活動等に対し施設や設備が有効に整備され，活用されているか，また，経済的支援や就職支援が適切に行われているか，さらに，学習や生活相談のための体制が確立されているかなど，修学に必要な支援体制が整備され効果的に運用されているかについて評価します。

7) 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育の質の向上や改善を効果的に推進するためには，教育目的及び目標の見直しも含めて，学部及び研究科の組織としての教育活動の評価並びに個々の教員の教育活動の評価を適切に行い，その結果をフィードバックするシステムの構築が必要です。

この項目では，このような観点から，教育の実施状況や問題点を適切に把握できるシステムや教育方法等の研究・研修（ファカルティ・ディベロップメント）の組織的な推進体制などが整備されているか，また，教員の教育能力，教育意欲等を適切に評価できる体制が構築されているか，さらに，これらの組織的な体制やシステムが十分な効果を発揮できるような配慮を行っているかなどについて評価します。

② 総合的評価

項目別評価において示された優れている点や改善を要する点などを総合的に判断し，それぞれの取組が教育目的及び目標を達成するために十分に貢献しているかという視点に立って評価を行います。また，各項目における取組が有機的に連携し，学部及び研究科全体の教育活動の活性化や質の向上に寄与しているかという点についても総括的な評価を行います。

４　分野別研究評価

(1)　対象分野

理学系の分野

医学系の医学の分野

(2)　対象組織（機関）

大学の学部及び研究科，附置研究所その他の組織並びに大学共同利用機関を単位として，対象分野ごとにそれぞれ６組織（機関）を対象とします。

(3)　実施時期

平成１３年　１月　　実施要項等の通知
平成１３年　５月　　自己評価書・根拠資料等の提出期限
平成１３年　６月～　ヒアリングの実施
平成１３年１２月　　評価結果の公表

(4)　評価の内容

分野別研究評価は，評価対象組織（機関）の研究活動等の状況について，これに対応した学問分野ごとに，次に掲げる 6 項目の項目別評価及び総合的評価により実施します。

評価の対象となる「研究活動等」の「研究活動」とは，狭義の研究（基礎研究，応用研究）活動にとどまらず，技術の創出，経営ノウハウの創出，芸術的創作やパフォーマンス，学術書，教養書や教科書類の出版，政策形成等に資する調査報告書の作成，総合雑誌などのジャーナリズム論文の発表等を含む各機関の教員の創造的活動全般をいいます。

また，「研究活動等」には，研究活動そのもののほか，研究を推進しあるいは支援する体制とその下での諸施策と諸機能，例えば専攻・学科の連携やプロジェクト研究の実施方策，研究開発や研究支援に携わる技術者の養成，大学共同利用機関や大学内の共同利用施設が当該分野全体の研究の推進や交流の活発化のために実施するサービス機能，組織全体としての研究資金の運用方策等が含まれます。

1)　研究目的及び目標
2)　研究体制及び研究支援体制
3)　研究内容及び水準
4)　社会（社会・経済・文化）的貢献
5)　諸施策及び諸機能の達成状況
6)　研究の質の向上及び改善のためのシステム

このうち，「研究内容及び水準」及び「社会（社会・経済・文化）的貢献」の項目については，評価対象組織（機関）全体だけでなく，領域ごとの状況を明らかにする形で実施します。

領域は評価の必要上設定する分野内の区分で，当該分野の一般的な学科・専攻の構成等に基づき機構で設定します。この設定した領域に応じて部会を各専門委員会の下に組織します。

① 項目別評価

1) 研究目的及び目標

本評価は，評価対象組織（機関）の設定する研究活動等の目的及び目標(研究目的及び目標)に即して実施します。ここでの「研究目的」とは，組織が研究活動等を実施する全体的な意図を,「研究目標」とは，その目的を実現するための具体的な課題を指します。

この項目では，設定された研究目的及び目標そのものを評価するのではなく，研究目的及び目標が教職員に十分に周知され，また，学外者に適切に公表されているかについて評価します。

2) 研究体制及び研究支援体制

この項目での研究体制とは，評価対象組織（機関）において研究そのものを推進する体制，研究支援体制とは，大学共同利用機関や学部附属のセンター等が機能の一部としているような共同利用等のサービスの体制をいいます。

ここでは，研究体制及び研究支援体制とそれらの体制の下で実施されている諸施策，諸機能が，評価対象組織（機関）の設定した研究目的及び目標に貢献するものであるかを評価します。

3) 研究内容及び水準

この項目では，評価対象組織（機関）の研究活動の学問的な意義について，国際的な視点を踏まえた研究水準，独創性，発展性，人材養成への貢献，他分野への貢献などの多様な側面から，教員の個別の業績を基にし，関連分野の専門家によって，研究の質を重視した評価を，評価対象組織（機関）全体及び領域ごとの状況を明らかにする形で実施します。

なお，この項目における個別の研究活動の評価に当たっては，理学系においては「数理・情報科学」,「物理学」,「化学」,「生物科学」,「地球科学」,「天文・宇宙科学」及び「理学以外」の領域の部会，医学においては「生理学」,「病理学」,「社会医学」,「内科学」,「外科学」及び「医学以外」の領域の部会の，主たる審査先として申請のあった部会において，関連分野の専門家による評価を行います。

国際的な視点　国際的な視点を踏まえるということの意味は，研究活動の業績が欧文誌に掲載されているという場合のみを意味するのではなく，その学問領域で内容的に世界の水準を見て，その水準から判断するということを意味します。すなわち，例えば日本が一番進んでいる分野なら，それが邦語誌における業績であっても当然に世界的に高い水準のものと判断されます。

また，分野固有の性格から国際的に比較が困難で優劣を付けるのが困難な分野であっても，用いる方法には共通のものがあり得るので，その水準については国際的な視点から問うべきものです。

したがって，国際的な視点を踏まえた水準が何を意味するかは，当該分野の専門委員会，さらには領域に応じて組織される部会ごとに，十分な検討の上で判断することになります。

研究水準の判定　研究水準とは，既に発表され，確立した業績から判断される水準を意味し，個人の研究活動について，「卓越」（群を抜いて高い水準にある），「優秀」（当該分野において指導的あるいは先導的な水準にある），「普通」（当該分野に十分貢献している），「要努力」（当該分野に十分貢献しているとはいえない）の4段階で判定し，評価対象組織（機関）の状況については，それぞれの判定が，評価対象組織（機関）全体及び領域ごとに，どの割合になっているかを示します。

独創性，発展性等の判定　研究活動の独創性，今後の発展性については，必ずしも，既に発表され，確立した業績でなくても，他の根拠からそれぞれ極めて個性的な取組である，先見性や萌芽性を持つと判断できる研究活動を意味します。ここでは，申告のあったものについて，「極めて高い」，「高い」，「該当なし」の3段階で判定し，評価対象組織（機関）の状況については，それぞれの判定が，評価対象組織（機関）全体及び領域ごとにどの割合になっているかを示します。

人材養成への貢献，他の学問分野への貢献についても，それぞれ教育効果の高い業績である，他の学問分野の発展に貢献したとして申告のあったものについて，「極めて高い」，「高い」，「該当なし」の3段階で判定し，評価対象組織（機関）の状況については，それぞれの判定が，評価対象組織（機関）全体及び領域ごとにどの割合になっているかを示します。

さらに，上述以外の視点で，特に具体的な特徴を示し申告のあった研究活動について，その内容について評価し，評価対象組織（機関）全体及び領域ごとにその状況を示します。

目的及び目標に照らした評価　この項目の評価は，上述の結果を，設定された研究目的及び目標に照らし，また，教員の構成や組織の置かれている諸条件に照らして行います。

4)　社会（社会・経済・文化）的貢献

この項目では，評価対象組織（機関）の研究活動の社会（社会・経済・文化）的貢献度について，前掲3)の「研究内容及び水準」と同様に，教員の個別の業績を基にし，関連分野の専門家によって，研究の質を重視した評価を，評価対象組織（機関）全体及び領域ごとの状況を明らかにする形で実施します。

この際の社会的な貢献の内容については，新技術の創出，特許等の知的財産の形成，新産業基盤の構築，生活基盤の強化，文化諸分野の継承，文化諸分野の発展，文化諸分野の創造，政策形成への寄与，地球規模の課題の解決など，具体的な事由を示して申告のあったものについて，「極めて高い」，「高い」，「該当なし」の3段階で判定し，評価対象組織（機関）の状況については，それぞれの判定が，評価対象組織（機関）全体及び領域ごとにどの割合になっているかを示します。

この項目の評価は，上述の結果を，設定された研究目的及び目標に照らし，また，教員の構成や組織の置かれている諸条件に照らして行います。

なお，この項目における個別の研究活動の評価に当たっては，理学系においては「数理

・情報科学」，「物理学」，「化学」，「生物科学」，「地球科学」，「天文・宇宙科学」及び「理学以外」の領域の部会，医学においては「生理学」，「病理学」，「社会医学」，「内科学」，「外科学」及び「医学以外」の領域の部会の，主たる審査先として申請のあった部会において，関連分野の専門家による評価を行います。

5)　諸施策及び諸機能の達成状況

この項目では，研究体制及び研究支援体制の下で実施されている諸施策及び諸機能について，例えば，学科・専攻の連携やプロジェクト研究の実施方策，装置の開発，共同利用の推進，研究開発や研究支援に携わる技術者の養成，研究資金の運用方策等，個別の研究業績では評価することのできない研究活動等の達成状況について，設定された研究目的及び目標に即して評価します。

その際，研究体制の整備途中であったり，将来計画に向けた転換点にあるため十分な実績が出る段階にないなどの事情についても，それを的確に加味した評価を実施します。

6)　研究の質の向上及び改善のためのシステム

この項目では，評価対象組織（機関）が研究目的及び目標の設定やその実現に向けての研究活動等について，その状況や問題点を把握するための自己評価や外部評価など，研究の質の向上及び改善のためのシステムが整備されているかについて評価します。

②　総合的評価

項目別評価において示された優れている点や改善を要する点などを通じて，評価対象組織（機関）が設定した研究目的及び目標に対する研究活動全体について，総括的な評価を行います。

Ⅳ　大学等が提出する資料の作成方法等

大学等において，評価を受ける際の資料の作成に当たっては，自己評価が必要です。

ここでの「自己評価」とは，大学等が評価を受ける際に機構から示される要項に基づいて自ら行う評価を指します。

ここでは，大学等が実際に自己評価を行う場合に必要な自己評価の方法，実状調査の方法，自己評価書等の記述要領及び提出方法について記載しています。

機構の実施する評価においては，大学等が設定する目的及び目標とともに，大学等が行う自己評価が重要な位置を占めることになりますので，次に示す事項に留意して，大学等が自己評価を行う必要があります。

1　自己評価の方法

(1) 自己評価は，全学テーマ別評価においてはテーマに関する目的及び目標，分野別教育評価においては教育目的及び目標，分野別研究評価においては研究目的及び目標に即して，各評価項目ごとに行うことになります。

(2) 自己評価を行うに当たっては，各評価項目ごとの評価の内容を踏まえ，各項目において評価の諸観点を適切に設定し，それに照らして評価を行うことになります。その際，大学等の置かれている背景，特色ある取組，将来計画などを踏まえて，他大学等との比較，地域社会における役割や国際的な視点，あるいは大学改革で求められている方向性等を考慮することになります。

(3) 各項目における評価の観点の例としては，一般的には次のようなものが考えられますが，観点は，設定された目的及び目標によって異なるものであり，また，設定された目的及び目標に沿っておのずから決まってくるものですので，大学等において適切に設定した上で自己評価を行うことになります。

教育サービス面における社会貢献のテーマにおいては，例えば「目的及び目標を達成するための取組」の項目では，特定の取組（例えば，科目等履修生制度）を実施している場合，それが目的及び目標を実現するために十分な内容と方法になっているか，提供されているサービスの内容は，目的及び目標に沿ったものとなっているか等，「目的及び目標の達成状況」の項目では，目的及び目標に沿ったサービス享受者を得ているか等

教養教育のテーマにおいては，例えば，「目的及び目標を達成するための取組」の項目では，特定の取組（例えば，補習教育，情報リテラシーの教育）を実施している場合，それが目的及び目標を実現するために十分な内容と方法になっているか，教育方法は内容に即した適切な方法で実施されているか等，「改善のためのシステム」の項目では，改善のための有効なシステムが整備されているか等

（分野別教育評価においては，例えば，「アドミッション・ポリシー（学生受入方針）」の項目では，教育目的及び目標の実現に沿った，明確なアドミッション・ポリシーが策定されているか，学生募集の施策は，アドミッション・ポリシーに沿ったものとなっているか等，「学生に対する支援」の項目では，必要な学修支援の環境（図書館，ＩＴ，施設設備）が整備されているか，また，その活用状況はどうか等）

（分野別研究評価においては，例えば，「研究体制及び研究支援体制」の項目では，研究目的及び目標の実現に向けた研究推進及び研究支援体制として，学科・専攻の連携，プロジェクト研究の実施方策，大学共同利用機関や学部附属のセンター等が機能の一部としているような共同研究等のサービスの体制及び研究資金の運用方策がどうなっているか等，「研究内容及び水準」の項目では，研究活動の水準，独創性，発展性，人材養成への貢献，他分野への貢献面での達成状況について，それぞれが研究目的及び目標に沿ったものになっているか，あるいは教員組織の構成（教授，助教授，助手の構成，年齢構成等）及び資金の規模，地理的条件等の条件から見てどうか等）

(4) 分野別研究評価の評価項目のうち「研究内容及び水準」,「社会（社会・経済・文化）的貢献」の２項目について，自己評価を行うに当たっては，評価対象組織（機関）の個人レベルにおいて，研究業績に基づき，所定の個人の研究業績を明らかにする書類（様式については現在作成中，以下同じ。）により前掲Ⅲ４(4)①の 3)及び 4)で示した内容の水準等を判定し，評価対象組織（機関）全体及び領域ごとに判定結果を示した上で，研究目的及び目標に照らした評価を行うことになります。

なお，所定の個人の研究業績を明らかにする書類においては，判定を受ける主たる専門の部会名等を明記することになります。

2　記述要領

「自己評価書」（現在作成中）に従って記述することになります。
※分量等の指定については，今後検討予定。

(1)　対象機関（組織）の概要

評価の対象となる機関等の設置経緯や現況について簡潔に記述することになります。その際，設置経緯や現況が分かる資料等を添付することになります。

なお，ここに記載された内容は，おおむね原文のまま，評価結果報告書に転載され，公表されることになります。

(2)　目的及び目標

本評価は，設定された目的及び目標に即して実施しますので，目的及び目標については，大学等の設置の趣旨，歴史や伝統，規模や資源などの人的あるいは物的条件，地理的条件，さらには将来計画等を含め，明確かつ具体的に記述することになります。

なお，ここに記載された内容は，おおむね原文のまま，評価結果報告書に転載され，公表さ

れることになります。
各評価区分ごとの目的及び目標の考え方は以下のとおりです。

① 全学テーマ別評価（教育サービス面における社会貢献）に関する目的及び目標

大学等におけるテーマに関するとらえ方，目的及び目標について記述することになります。

テーマに関するとらえ方については，大学等が有する人的・物的条件，地域社会における役割や国際的な視点，あるいは大学改革で求められている方向性等を踏まえ，大学等において社会貢献活動全体がどのような位置付けにあるか，また，その中で教育サービス面における社会貢献活動をどのようにとらえているかを記述することになります。

目的とは，大学等が教育サービス面における社会貢献活動を実施する全体的な意図を指しますが，一般的には，教育サービスを提供する上での基本的な方針，提供する内容及び方法の基本的な性格，活動を通じて達成しようとしている基本的な成果などを示すものです。また，そうした目的が，いかなる社会的ニーズを満たすことになるのか，さらには地域社会における役割や国際的な視点，あるいは大学改革で求められている方向性等の関係でどのような意味を持っているのかについても，ここで示すことができます。

目標とは，目的で示された意図を実現するために設定された具体的な課題を指します。この課題の設定において，全学規模で取り組む課題と，全学的な方針の下で学部あるいはその他の部局ごとに独自に取り組む課題といった区別がある場合は，それを全般的な目標と部局ごとの目標といった形で階層化して示すこともできます。

② 全学テーマ別評価（教養教育）に関する目的及び目標

大学におけるテーマに関するとらえ方，目的及び目標について記述することになります。

テーマに関するとらえ方については，大学等が有する人的・物的条件，地域社会における役割や国際的な視点，あるいは大学改革で求められている方向性等を踏まえ，大学においてどのようにとらえているかを記述することになります。

目的とは，大学が教養教育を実施する全体的な意図を指しますが，一般的には，教養教育の基本的な方針，提供する内容及び方法の基本的な性格，教養教育を通じて達成しようとしている基本的な成果などを示すものです。また，そうした目的が，いかなる社会的ニーズを満たすことになるのか，さらには地域社会における役割や国際的な視点，あるいは大学改革で求められている方向性等の関係でどのような意味を持っているのかについても，ここで示すことができます。

目標とは，目的で示された意図を実現するために設定された具体的な課題を指します。この課題の設定において，全学規模で取り組む課題と，全学的な方針の下で学部あるいはその他の部局ごとに独自に取り組む課題といった区別がある場合は，それを全般的な目標と部局ごとの目標といった形で階層化して示すこともできます。

③ 分野別教育評価の教育目的及び目標

教育目的は，学部及び研究科が教育活動等を実施する全体的な意図を指しますが，一般的

には，学生受入の基本的な方針，提供する教育内容及び方法の基本的な性格，養成しようとしている人材像などの教育成果の基本的な像並びに学生支援の基本方針などについて示すものです。また，そうした教育目的が，いかなる学問的，社会的ニーズを満たすことになるのか，さらには地域社会における役割や国際的な視点，あるいは大学改革で求められている方向性等の関係でどのような意味を持っているのかについても，ここで示すことができます。

教育目標では，教育目的で示された意図を実現するために設定された具体的な課題が示されます。その際，学部及び研究科全体に通ずる課題と，学科・課程あるいは専攻ごとに独自の課題といった区別がある場合は，それを学部の全体的な教育目標と学科ごとの教育目標といった形で階層化して示すこともできます。

④　分野別研究評価の研究目的及び目標

研究目的は，組織が研究活動等を実施する全体的な意図を指しますが，一般的には，推進しようとしている研究の分野・対象と基本的性格及びそこでの重点，研究体制を構築し運営する上での基本的な方針，提供する諸施策及び諸機能の基本的な在り方などについて示すものです。また，そうした目的が，いかなる学問的，社会的ニーズを満たすことになるのか，地域社会における役割や国際的な視点，あるいは大学改革で求められている方向性等の関係でどのような意味を持っているのか，さらには独創的あるいは萌芽的な研究の奨励や地道な基盤研究の保証への姿勢についても，ここで示すことができます。

研究目標では，目的で示された意図を実現するために設定された具体的な課題が示されます。この課題の設定において，評価対象組織（機関）全体に通ずる課題と領域ごとに独自の課題といった区別がある場合は，それを学部の全体的な目標と学科ごとの目標といった形で階層化して示すこともできます。

また，研究目的及び目標については，評価対象組織（機関）に，当該分野（理学系又は医学系の医学）以外の教員の研究活動等がある場合には，その旨も含めて研究目的及び目標が設定されることになります。

(3)　項目ごとの自己評価

項目ごとの自己評価の結果を記述することになります。その際，その取組の現状とともに，大学等の置かれている背景，何に重点を置いているのか，特色ある取組や配慮している点，達成されている点や問題として残っている点，将来計画などについて記述することになります。

なお，評価結果の記述については，付属資料１の「評価結果の記述」を参考に，その水準（到達度）についても記述することになります。

また，評価結果の記述には，判断の根拠を示し，根拠となる資料・データ，各大学等で作成した自己点検・評価報告書の該当部分を添付することになります。

分野別研究評価の評価項目のうち，「研究内容及び水準」，「社会（社会・経済・文化）的貢献」の２項目については，さらに個人の研究業績を明らかにする書類にも記述することになります。

その場合，各評価は，判断の根拠を示し，根拠となる資料・データ，各大学等で作成した自己点検・評価報告書の該当部分を必ず添付することになります。

※　「研究内容及び水準」，「社会（社会・経済・文化）的貢献」の２項目に係る根拠資料（研究業績）としての対象，点数及び期間については，今後検討予定。

3　全学テーマ別評価「教養教育」の実状調査

(1)　全学テーマ別評価（教養教育）の実状調査は，各大学における教養教育のとらえ方，目的及び目標や取組状況等の現状を調査します。

(2)　実状調査書の記述要領

次の①から③に留意し，「実状調査書」（現在作成中）に従って記述することになります。

なお，ここに記載された内容は，おおむね原文のまま，実状調査報告書に転載され，公表されることとなります。

※　分量等の指定については，今後検討予定。

①　対象機関の概要

大学の設置経緯や現況について簡潔に記述することになります。その際，設置経緯や現況が分かる資料等を添付することになります。

②　テーマに関する目的及び目標

大学におけるテーマに関するとらえ方，目的及び目標について記述することになります。

テーマに関するとらえ方については，大学等が有する人的・物的条件，地域社会における役割や国際的な視点，あるいは大学改革で求められている方向性等を踏まえ，大学においてどのようにとらえているかを記述することになります。

目的及び目標については，大学の設置の趣旨，歴史や伝統，規模や資源などの人的あるいは物的条件，地理的条件，さらには将来計画等を含め，明確かつ具体的に記述することとなります。

目的とは，大学が教養教育を実施する全体的な意図を指しますが，一般的には，教養教育の基本的な方針，提供する内容及び方法の基本的な性格，教養教育を通じて達成しようとしている基本的な成果などを示すことができます。また，そうした目的が，いかなる社会的ニーズを満たすことになるのか，さらには地域社会における役割や国際的な視点，あるいは大学改革で求められている方向性等の関係でどのような意味を持っているのかについても，ここで示すことができます。

目標とは，目的で示された意図を実現するために設定された具体的な課題を指します。この課題の設定において，全学規模で取り組む課題と，全学的な方針の下で学部あるいは部局ごとに独自に取り組む課題といった区別がある場合は，それを全般的な目標とその他の部局

ごとの目標といった形で階層化して示すこともできます。

③　テーマに関する取組

テーマに関する取組は，実施体制，教育課程の編成，授業形態，授業内容，学習指導体制などを，具体的に記述することになります。その際，取組の状況が分かる資料等を添付することになります。

４　提出方法

①　自己評価書及び実状調査書は，書面及び電子媒体（ＦＤ）で提出することになります。

②　既存冊子等の一部を根拠資料とする場合は，該当部分のコピーでも可能ですが，出典を明記することが必要になります。

③　根拠資料を新たに作成する場合は，Ａ４判が基本となります。

④　目的及び目標が明確かつ具体的に記述されていないなど，提出された書類に記述等の不備があった場合には，再提出を求めることがあります。

付属資料１

評 価 結 果 の 記 述 (案)

Ⅰ　評価結果の記述の構成

評価結果については，項目別評価結果の記述，総合的評価結果の記述及びこれらの記述を要約した評価結果の概要によって構成される。

１　項目別評価結果の記述

各評価区分とも，項目別評価結果の記述に当たっては，各評価項目ごとの水準（到達度）を分かりやすく示すような方法をもって行うとともに，優れた取組，改善を要する点，問題点の背景・原因等を記述する。さらに，他大学との比較，大学改革で求められている方向性，国際的な視点等の面での優れた取組についても記述する。

【項目別評価結果の構成】

(1)　優れた取組（他大学との比較，大学改革で求められている方向性，国際的な視点等の面での優れた特徴的な取組がある場合，その点についても併記する。)，改善を要する点，問題点等を記述する。

(2)　評価結果を「水準（到達度）を分かりやすく示すような方法」を用いて記述する。
　なお，分野別研究評価の「研究内容及び水準」と「社会（社会・経済・文化）的貢献」の項目については，判定結果を分かりやすく記述する。

(3)　優れた取組，改善を要する点等及び「水準（到達度）を分かりやすく示すような方法」により記述した評価結果の基礎となった事実及び根拠・理由（背景・原因等）を具体的に記述する。

なお,「水準（到達度）を分かりやすく示すような方法」の記述については，様々な表現で示した場合，水準を示したこととはならないため，統一した表現とする。

２　総合的評価結果の記述

1)　全学テーマ別評価

各評価項目において示された優れている点，改善を要する点を通じて，大学等が設定する目的及び目標に対する活動全般について，総括的な評価を行い，記述する。

2)　分野別教育評価

項目別評価において示された優れている点や改善を要する点などを総合的に判断し，それぞれの取組が教育目的及び目標を達成するために十分に貢献しているかという視点に立って評価を行い，記述する。また，各項目における取組が有機的に連携し，学部及び研究科全体の教育活動の活性化や質の向上に寄与しているかという視点についても総括的な評価を行い，記述する。

3)　分野別研究評価

各評価項目において示された優れている点，改善を要する点を通じて，大学等が設定する目的及び目標に対する活動全般について，総括的な評価を行い，記述する。

(注) 本資料は，作成中の「評価実施手引書(案)」の中で評価結果の記述の案として検討されているものです。

Ⅱ　項目別評価の「水準（到達度）を分かりやすく示すような方法」の記述

1　全学テーマ別評価

○　テーマに関する目的及び目標
目的及び目標の周知，公表が適切な方法でなされているか。

・記述方法
- ・目的及び目標の周知，公表が適切な方法でなされている。
- ・目的及び目標の周知，公表がおおむね適切な方法でなされているが，改善の余地もある。
- ・目的及び目標の周知，公表がある程度適切な方法でなされているが，改善の必要がある。
- ・目的及び目標の周知，公表が不十分であり，大幅な改善の必要がある。

○　目的及び目標を達成するための取組
目的及び目標に合致した取組となっているか。

・記述方法
- ・取組は目的及び目標に十分に合致している。
- ・取組はおおむね目的及び目標に合致しているが，改善の余地もある。
- ・取組はある程度目的及び目標に合致しているが，改善の必要がある。
- ・取組は目的及び目標に合致しておらず，大幅な改善の必要がある。

○　目的及び目標の達成状況
目的及び目標が達成されているか。

・記述方法
- ・目的及び目標が十分達成されている。
- ・目的及び目標がおおむね達成されているが，改善の余地もある。
- ・目的及び目標がある程度達成されてるが，改善の必要がある。
- ・目的及び目標の達成が不十分であり，大幅な改善の必要がある。

○　改善のためのシステム
目的及び目標を達成するための必要な取組に対し，改善のためのシステムがどの程度整備されているか。

・記述方法
- ・改善のためのシステムが十分整備されている。
- ・改善のためのシステムがおおむね整備されているが，改善の余地もある。
- ・改善のためのシステムがある程度整備されているが，改善の必要がある。
- ・改善のためのシステムの整備が不十分であり，大幅な改善の必要がある。

2　分野別教育評価

○　教育目的及び目標

教育目的及び目標の周知，公表が適切な方法でなされているか。

・記述方法

- ・目的及び目標の周知，公表が適切な方法でなされている。
- ・目的及び目標の周知，公表がおおむね適切な方法でなされているが，改善の余地もある。
- ・目的及び目標の周知，公表がある程度適切な方法でなされているが，改善の必要がある。
- ・目的及び目標の周知，公表が不十分であり，大幅な改善の必要がある。

○　アドミッション・ポリシー（学生受入方針）

教育目的及び目標を達成するために明確なアドミッション・ポリシー（学生受入方針）が策定され，この方針に従って講じられる受入施策及び達成状況が，教育目的及び目標の達成にどの程度貢献しているか。

・記述方法

- ・教育目的及び目標の達成に十分貢献している。
- ・教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが，改善の余地もある。
- ・教育目的及び目標の達成にある程度貢献しているが，改善の必要がある。
- ・教育目的及び目標の達成に貢献しておらず，大幅な改善の必要がある。

○　教育内容面での取組

教育目的及び目標に照らして，教育課程及びその下で実施される個々の授業の構成が，教育目的及び目標の達成にどの程度貢献しているか。

・記述方法

- ・教育目的及び目標の達成に十分貢献している。
- ・教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが，改善の余地もある。
- ・教育目的及び目標の達成にある程度貢献しているが，改善の必要がある。
- ・教育目的及び目標の達成に貢献しておらず，大幅な改善の必要がある。

○　教育方法及び成績評価面での取組

教育目的及び目標に照らして，教育方法及び成績評価法が，教育目的及び目標の達成にどの程度貢献しているか。

・記述方法

- ・教育目的及び目標の達成に十分貢献している。
- ・教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが，改善の余地もある。
- ・教育目的及び目標の達成にある程度貢献しているが，改善の必要がある。
- ・教育目的及び目標の達成に貢献しておらず，大幅な改善の必要がある。

○　教育の達成状況

教育の達成状況から判断して，教育目的及び目標がどの程度達成されているか。

・記述方法

・教育目的及び目標が十分達成されている。
・教育目的及び目標がおおむね達成されているが，改善の余地もある。
・教育目的及び目標がある程度達成されているが，改善の必要がある。
・教育目的及び目標の達成が不十分であり，大幅な改善の必要がある。

○　学生に対する支援

教育活動等に必要な学生に対する支援が，教育目的及び目標の達成にどの程度貢献しているか。

・記述方法

・教育目的及び目標の達成に十分貢献している。
・教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが，改善の余地もある。
・教育目的及び目標の達成にある程度貢献しているが，改善の必要がある。
・教育目的及び目標の達成に貢献しておらず，大幅に改善の必要がある。

○　教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育目的及び目標を達成するための取組を向上及び改善するためのシステムがどの程度整備されているか。

・記述方法

・向上及び改善のためのシステムが十分整備されている。
・向上及び改善のためのシステムがおおむね整備されているが，改善の余地もある。
・向上及び改善のためのシステムがある程度整備されているが，改善の必要がある。
・向上及び改善のためのシステムの整備が不十分であり，大幅な改善の必要がある。

3　分野別研究評価

○　研究目的及び目標

研究目的及び目標の周知，公表が適切な方法でなされているか。

・記述方法

・目的及び目標の周知，公表が適切な方法でなされている。
・目的及び目標の周知，公表がおおむね適切な方法でなされているが，改善の余地もある。
・目的及び目標の周知，公表がある程度適切な方法でなされているが，改善の必要がある。
・目的及び目標の周知，公表が不十分であり，大幅な改善の必要がある。

○　研究体制及び研究支援体制

研究目的及び目標の達成にどの程度貢献しているか。

・記述方法

・目的及び目標の達成に十分貢献している。
・目的及び目標の達成におおむね貢献しているが，改善の余地もある。
・目的及び目標の達成にある程度貢献しているが，改善の必要がある。
・目的及び目標の達成に貢献しておらず，大幅な改善の必要がある。

○　研究内容及び水準

【研究水準の評価結果の構成】

個別の研究業績に基づいて，研究水準を国際的視点から評価し，そのレベルを「卓越」（群を抜いて高い水準にある），「優秀」（当該分野において指導的あるいは先導的な水準にある），「普通」（当該分野に十分貢献している），「要努力」（当該分野に十分貢献しているとはいえない）の４段階で判定する。

評価結果については，それぞれの判定を評価対象組織（機関）全体及び領域ごとに，どの割合になっているかを判定結果として示した上で，設定された目的及び目標に照らし，また，教員の構成や評価対象組織（機関）の置かれている諸条件に照らして記述する。

【研究内容の評価結果の構成】

申告のあった個別の研究業績に基づいて①独創性，②当該研究の今後の発展性，③人材養成への貢献，④他の学問分野への貢献，それぞれの観点から評価し，そのレベルを「極めて高い」，「高い」，「該当なし」の３段階で判定する。

さらに，上記以外の視点で，特に具体的な特徴を示し申告のあった研究活動についてもそのレベルを「極めて高い」，「高い」，「該当なし」の３段階で判定する。

評価結果については，研究水準の記述と同様，①独創性，②当該研究の今後の発展性，③人材養成への貢献，④他の学問分野への貢献，⑤その他申告のあった研究活動について，それぞれの判定を評価対象組織（機関）全体及び領域ごとに，どの割合になっているかを判定結果として示した上で，設定された目的及び目標に照らし，また，教員の構成や評価対象組織（機関）の置かれている諸条件に照らして記述する。

・記述方法
　・研究水準については，ほぼ構成員の２割が卓越，５割が優秀，２割が普通，１割が要努力。
　・研究の独創性については，ほぼ構成員の２割が極めて高く，３割が高い。
　・研究の発展性については，ほぼ構成員の３割が極めて高く，３割が高い。

○　社会（社会・経済・文化）的貢献

【社会（社会・経済・文化）的貢献の評価結果の構成】

申告のあった個別の研究業績に基づいて，社会（社会・経済・文化）的貢献の観点から評価し，そのレベルを「極めて高い」，「高い」，「該当なし」の３段階で判定する。

評価結果については，「研究内容及び水準」の評価項目と同様，それぞれの判定を組織（機関）全体及び領域ごとに，どの割合になっているかを判定結果として示した上で，設定された目的及び目標に照らし，また，教員の構成や評価対象組織（機関）の置かれている諸条件に照らして記述する。

・記述方法
　・社会・経済・文化への貢献については，ほぼ構成員の１割が極めて高く，４割が高い。

○　諸施策及び諸機能の達成状況

諸施策及び諸機能の達成状況から判断して，研究目的及び目標がどの程度達成されているか。

・記述方法
　・目的及び目標が十分に達成されている。
　・目的及び目標がおおむね達成されているが，改善の余地もある。
　・目的及び目標がある程度達成されているが，改善の必要がある。
　・目的及び目標の達成が不十分であり，大幅な改善の必要がある。

○　研究の質の向上及び改善のためのシステム

自己評価など研究の質の向上及び改善のためのシステムがどの程度整備されているか。

・記述方法
　・向上及び改善のためのシステムが十分整備されている。
　・向上及び改善のためのシステムがおおむね整備されているが，改善の余地もある。
　・向上及び改善のためのシステムがある程度整備されているが，改善の必要がある。
　・向上及び改善のためのシステムの整備が不十分であり，大幅な改善の必要がある。

付属資料２

平成１２年度に着手する大学評価の内容・方法等について（案）
――― 概　要 ―――

Ｉ　平成１２年度に着手する大学評価の実施方針

１　評価の目的

① 教育活動，研究活動，社会貢献活動など，大学等（大学及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の行う諸活動について多面的な評価を行い，評価結果を各大学等にフィードバックすることにより，各大学等の教育研究活動等の改善に役立てること。

② 大学等の諸活動の状況や成果を多面的に明らかにし，それを社会に分かりやすく示すことにより，公共的な機関として大学等が設置・運営されている点について，広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

２　評価の内容・方法の概要

（１）目的及び目標に即した評価

機構の実施する評価は，大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう，当該大学等の設定する目的及び目標に即して，大学等の行う諸活動がその実現に貢献するものであるか，また，諸活動の結果が目的及び目標を達成しているのかなどの視点から行います。

（２）評価のプロセス

① 大学評価委員会及び専門委員会において，評価の実施方針や具体的な評価の内容・方法及び実施のための要項等を決定します。

② 大学等においては，機構の示す要項に基づき自己評価を行い，その結果を自己評価書として提出します。その際，自己評価結果の根拠となる資料・データ，各大学等で作成した自己点検・評価報告書の該当部分を添付します。

③ 機構においては，大学等から提出された自己評価書と併せて，独自に調査・収集する資料・データ等に基づき，大学評価委員会の委員，専門委員及び評価員が，書面調査によるほか，ヒアリング又は訪問調査により分析・調査を行い，評価結果を取りまとめます。

（３）評価の区分

① 全学テーマ別評価（大学等の教育研究活動等の状況についての全学的な課題に関する評価）

② 分野別教育評価（大学の各学部及び各研究科における教育活動等の状況についての評価）

③ 分野別研究評価（大学の各学部及び各研究科，各附置研究所その他の各組織並びに大学共同利用機関における研究活動等の状況についての評価）

（４）評価の結果

① 評価結果は，評価の区分ごとに設ける評価項目ごとの評価結果，総合的な評価結果及び評価結果の概要によって示されます。このほか，大学等の概要，大学等の設定した目的及び目標を併せて，評価報告書としてまとめます。

② 機構は，評価結果を確定する前に当該大学等に通知し，これに対する意見の申立ての機会を設けます。申立てがあった場合には，大学評価委員会において再度審議を行った上で，最終的な評価結果を評価報告書としてまとめ，申立てのあった意見と併せて当該大学等及びその設置者に提供するとともに，広く社会に公表します。

Ⅱ　平成１２年度に着手する大学評価の内容・方法等

１　平成１２年度に着手するテーマ及び分野

平成１２年度に着手する大学評価は，全学テーマ別評価においては「教育サービス面における社会貢献」及び「教養教育」の２テーマを，分野別教育評価及び分野別研究評価においては，「理学系」及び「医学系の医学」の学問分野について実施します。

２　平成１２年度に着手する大学評価に関する機構の体制

評価を実施するに当たっては，大学関係者及び学識経験者からなる大学評価委員会を設置します。この委員会の下に，テーマ及び学問分野ごとに，大学評価委員会の委員及びそのテーマ・分野の専門家からなる専門委員で構成される専門委員会を設置します。

また，専門委員会には，必要に応じて，当該テーマ・分野の専門家を評価員として置きます。

評価対象機関（組織）ごとの評価に当たっては，専門委員会の委員（及び評価員）による評価チームを編成します。なお，分野別研究評価においては，分野ごとに個別の研究活動を評価するため，評価チームのほかに各専門分野ごとに専門委員会の委員及び評価員で構成する部会を設置します。

３　平成１２年度に着手する評価の区分ごとの内容・方法等

機構の実施する評価は，設置者の要請があった大学等に対して，各評価項目ごとの評価（項目別評価）及び各評価項目を通じた総合的な評価（総合的評価）により行います。

評価の区分ごとの評価内容，方法は次のとおりです。

評価の区分	全学テーマ別評価	分野別教育評価	分野別研究評価
評価内容	テーマに関する大学等の諸活動の状況についての評価	大学の教育活動等の状況についての評価	大学等の研究活動等の状況についての評価
テーマ及び対象分野	・教育サービス面における社会貢献 ・教養教育	・理学系 ・医学系の医学	・理学系 ・医学系の医学
対象機関	【教育サービス面における社会貢献】 国立大学及び大学共同利用機関 【教養教育】 大学院のみを置く大学を除く国立大学	対象分野ごとにそれぞれ６大学の学部及び研究科	大学の学部及び研究科，附置研究所その他の組織並びに大学共同利用機関から，対象分野ごとにそれぞれ６箇所
評価方法	書面調査・ヒアリング	書面調査・訪問調査	書面調査・ヒアリング
項目別評価の項目	1)テーマに関する目的及び目標 2)目的及び目標を達成するための取組 3)目的及び目標の達成状況 4)改善のためのシステム	1)教育目的及び目標 2)アドミッション・ポリシー（学生受入方針） 3)教育内容面での取組 4)教育方法及び成績評価面での取組 5)教育の達成状況 6)学生に対する支援 7)教育の質の向上及び改善のためのシステム	1)研究目的及び目標 2)研究体制及び研究支援体制 3)研究内容及び水準 4)社会（社会・経済・文化）的貢献 5)諸施策及び諸機能の達成状況 6)研究の質の向上及び改善のためのシステム

※教養教育のテーマの評価については，２年計画で実施し，１年目は各大学における教養教育の取組状況等の実状を調査し，その結果について公表し，２年目はこの実状調査の結果等を踏まえ評価を行います。

平成１２年度に着手する大学評価の概要

大　学　評　価　の　目　的

①　教育活動，研究活動，社会貢献活動など，大学等の行う諸活動について多面的な評価を行い，評価結果を各大学等にフィードバックすることにより，各大学等の教育研究活動等の改善に役立てること。

②　大学等の諸活動の状況や成果を多面的に明らかにし，それを社会に分かりやすく示すことにより，公共的な機関として大学等が設置・運営されている点について，広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

大　学　評　価　の　特　徴

●目的及び目標に即した評価　　●複数の評価手法による多面的評価

全学テーマ別評価 ・教育サービス面における社会貢献 ・教養教育	分野別教育評価 ・理学系の分野 ・医学系の医学の分野	分野別研究評価 ・理学系の分野 ・医学系の医学の分野
（評価項目） ○テーマに関する目的及び目標 ○目的及び目標を達成するための取組 ○目的及び目標の達成状況 ○改善のためのシステム	（評価項目） ○教育目的及び目標 ○アドミッション・ポリシー（学生受入方針） ○教育内容面での取組 ○教育方法及び成績評価面での取組 ○教育の達成状況 ○学生に対する支援 ○教育の質の向上及び改善のためのシステム	（評価項目） ○研究目的及び目標 ○研究体制及び研究支援体制 ○研究内容及び水準 ○社会（社会・経済・文化）的貢献 ○諸施策及び諸機能の達成状況 ○研究の質の向上及び改善のためのシステム

評　価　体　制

大学評価委員会
・実施方針・事業計画等基本的事項の審議
・評価結果の審議・確定

専門委員会
・テーマ別，専門分野別に設置
・評価内容・方法等の審議
・評価の実施（評価チーム，部会を編成）及び評価結果の審議

評価チーム・部会
・専門委員会委員と評価員で評価チーム・部会を編成

評　価　の　プ　ロ　セ　ス

大学評価委員会及び専門委員会
評価の実施方針や具体的な評価の内容・方法及び実施のための要項等を決定

⇓（実施要項等通知）

大学等における自己評価
実施要項に基づく目的及び目標に即した自己評価の実施及び自己評価書の作成

⇓（自己評価書提出）

各専門委員会（評価チーム，部会）
自己評価書及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等に基づく評価（書面調査及び訪問調査又はヒアリング）及び評価報告書原案の作成

⇓

大学評価委員会
評価結果の審議及び取りまとめ
（意見の申立てに対する再審議）
→ 評価結果を確定する前に当該大学等に通知 → 意見の申立て（→ 大学評価委員会へ戻る）

⇓

確　　定

⇓ **大学等及び設置者へ提供**

⇓ **社　会　へ　公　表**
（評価報告書発行及びホームページ掲載）

参考資料
大学評価関係法令等

〔国立学校設置法（抄）〕

第三章の五　大学評価・学位授与機構

（大学評価・学位授与機構）

第九条の四　大学等（大学及び大学共同利用機関をいう。以下この項において同じ。）の評価及び学位の授与に関し、次に掲げる業務を行う機関として、大学評価・学位授与機構を置く。

一　大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。

二　（略）

三　大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。

四　大学等の教育研究活動等の状況についての評価及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

2　前項第一号の評価の実施の手続その他同号の評価に関し必要な事項は、文部省令で定める。

〔国立学校設置法施行規則（抄）〕

（評価の区分）

第五十二条の二　国立学校設置法第九条の四第一項第一号に規定する評価は、次の各号に掲げる区分により行うものとする。

一　大学等（大学及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動等の状況についての全学的な事項に関する評価（次号及び第三号に掲げるものを除く。）

二　大学の各学部及び各研究科における教育活動等の状況についての評価

三　大学等の各学部、各研究科、各附置研究所その他の各研究組織における研究活動等の状況についての評価

（評価の実施の手続）

第五十二条の三　大学評価・学位授与機構は、前条の評価については、大学等の設置者の要請をまって行うものとする。

（評価の実施の方法）

第五十二条の四　大学評価・学位授与機構は、大学等が自ら行う評価の結果について分析し、及び大学等における教育研究活動等の状況について調査を行い、これらの結果を踏まえて大学等の評価を行うものとする。

（意見の申立）

第五十二条の五　大学評価・学位授与機構は、大学等の評価の結果について報告書を作成するに当たつては、あらかじめその内容等について当該大学等に意見の申立の機会を付与するものとする。

（大学等の評価に関する委任）

第五十二条の六　この省令又は他の法令に別段の定めのあるものを除くほか、国立学校設置法第九条の四第一項第一号に規定する評価に関し必要な事項については、大学評価・学位授与機構の長が定める。

附　則

6　大学評価・学位授与機構は、当分の間、私立大学に係る国立学校設置法第九条の四第一項第一号に規定する評価を行わないものとする。

〔大学評価・学位授与機構組織運営規則（抄）〕

（大学評価委員会）

第六条の二　機構に大学評価委員会を置く。

2　大学評価委員会は 機構長の定めるところにより、機構が行う大学等の評価について審議を行う。

3　機構長は、機構が行う大学等の評価に関し必要な事項を定めるについては、大学評価委員会の議を経てこれを行うものとする。

4　大学評価委員会は、委員三十人以内で組織し、委員は、大学の学長及び教員、大学共同利用機関の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者のうちから、運営委員会の推薦を受けた者について、機構長が評議員会の意見を聴いて任命する。

5　大学評価委員会に、機構が行う大学等の評価に関し専門の事項を調査するため、専門委員を置くとともに、大学及び大学共同利用機関における教育研究活動等の状況に関し調査するため、評価員を置く。

6　専門委員及び評価員は、大学の教員、大学共同利用機関の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者並びに機構の教授その他専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、機構長が運営委員会の意見を聴いて任命する。

7　委員、専門委員及び評価員は非常勤とする。

8　委員、専門委員及び評価員の任期その他大学評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、機構長が運営委員会の意見を聴いて別に定める。

（自己評価等）

第八条　機構は、その業務の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2　機構は、前項の点検及び評価の結果について、機構の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

〔大学評価・学位授与機構大学評価委員会規程〕

（目的）

第一条　この規程は、大学評価・学位授与機構組織運営規則（平成三年文部省令第三十八号）第六条の二第八項の規定に基づき、大学評価・学位授与機構の大学評価委員会の委員、専門委員及び評価員の任期その他大学評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（任期）

第二条　委員、専門委員及び評価員の任期は二年とし、それぞれの欠員が生じた場合の補欠の委員、専門委員及び評価員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、二期を限度として、再任することができる。ただし、再任できる委員は、原則として委員総数の半数以下とする。

3　専門委員及び評価員は、原則として再任することはできない。

（委員長及び副委員長）

第三条　大学評価委員会に委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選により定める。

2　委員長は、大学評価委員会の会務を総理する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

（専門委員会）

第四条　大学評価委員会は、その定めるところにより、専門の事項を調査するため、数個の専門委員会を置くものとする。

2　専門委員会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3　専門委員会に主査及び副主査各一人を置き、当該専門委員会に属する委員及び専門委員の互選により定める。

4　主査は、専門委員会の会務を掌理する。

5　副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときはその職務を代理し、主査が欠けたときはその職務を行う。

（分科会）

第五条　大学評価委員会は、その定めるところにより、専門委員会に、その所掌する専門の事項の一部を分担させるため、分科会を置くことができる。

2　分科会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3　分科会に主査及び副主査各一人を置き、当該分科会に属する委員及び専門委員の互選により定める。

4　主査は、分科会の会務を掌理する。

5　副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときはその職務を代理し、主査が欠けたときはその職務を行う。

（議事の手続）

第六条　大学評価委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2　大学評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3　大学評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときには、議長の決するところによる。

4　委員は、自己の関係する大学及び大学共同利用機関に関する事案については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。

5　前四項の規定は、専門委員会及び分科会の議事に準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「主査」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

（雑則）

第七条　この規程に定めるもののほか、大学評価委員会の運営に関し必要な事項は、大学評価委員会が定める。

附　則

この規程は、平成十二年五月二十二日から施行する。